

スタートアップの取引慣行に関する実態調査 (経過報告)

公正取引委員会 委員長

杉本 和行

調査趣旨・調査状況

- スタートアップは、我が国の産業の生産性向上・発展に特に大きく貢献する可能性を持っており、近年、大企業がスタートアップ等と連携し、新たな価値を創造するオープンイノベーションが重要視されているところ、スタートアップが公正かつ自由に競争できる環境を確保することが重要。
- 公正取引委員会が昨年6月に公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」において、製造業における中小企業のノウハウ・知的財産に係る取引について、独占禁止法上問題となり得る行為が確認されている。
- 本調査は、公正かつ自由な競争の促進の観点から、製造業に限らず、スタートアップの取引慣行の実態を明らかにするための調査を開始したものの。
- 昨年11月からスタートアップに対してヒアリング調査を開始し、本年2月に創業10年以内のスタートアップに対して、アンケート調査を依頼。

スタートアップが大企業と競業・連携する場合

NDA契約

- スタートアップ側のノウハウを元に、**大企業側が無断で製品開発。**
- 研究を行う前から**大企業側の知財総取りが前提**となっている。

PoC（技術検証）契約

- 成果物の定義が不明瞭な検証作業を**無償で実施し続けた。**

共同研究契約

- **片務的な損害賠償請求契約が含まれている。**
- **知財が全て大企業側に帰属する契約**になっている。

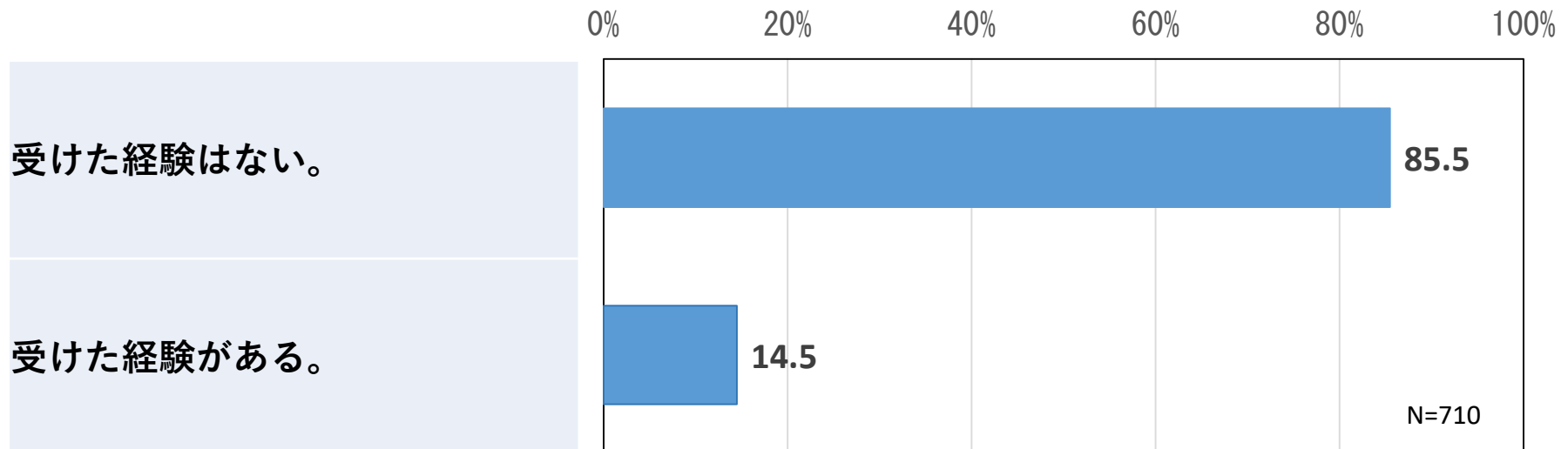
ライセンス契約

- **広範囲に及ぶ競業禁止**を求められた。

- 個別事例の把握等を行うためのアンケート調査を約5600社に送付し、現在までに約710社からの回答を得ている。
- 回答期限を3月19日までとしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響等に鑑み、4月から1か月程度の延長。

他社との取引において、納得できない行為を受けた経験がある回答者は約15%

Q：これまで他社との取引において、納得できない行為を受けた経験がありますか？



アンケート調査においては以下のような個別事例が報告されている

- 契約条項において、取引先の権利は守られているが、当方の権利が守られていない。また、難解な契約条文の解釈について、詳細な説明やアドバイスを受けないまま、契約締結をしてしまった。
- PoCにおいて自社サービスとして開発した成果物、ノウハウ、知財であるにもかかわらず、それらの権利が先方と共有または協議によって決められることが多い。
- 自社のノウハウを生かした製品の製造を大企業に依頼したところ、その技術に関連する特許を無断で特許出願され、特許査定を取得された。
- 契約時に独占契約を結ぶように、何度もしつこく迫られた。
- 業務の難易度、人件費等を考慮して、工数見積りや開発期間について、適正な見積を提示しているが、単価の引き下げや期間短縮の一方的な要求が多く起きている。
- 資金調達を欲するスタートアップとしては、ベンチャー・キャピタルに対して、技術・ノウハウ等のあらゆる情報を提供せざるを得ないが、彼らの関係会社とその情報が流出し、いつの間にかほとんど同じサービスが勝手に立ち上げられていることが起きている。

- これまでの調査において、確認された個別事例について、独占禁止法上の問題点等について検討、整理を行うためには、**更に詳細なヒアリング調査や、アンケート調査を活用し、実態を把握する必要がある。**これらを踏まえ、**実態調査報告書を取りまとめる**予定。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い、スタートアップへのヒアリング調査やアンケート調査については、**その影響を踏まえ行わなければならない、通常よりも時間を要する状況**となっている。
- また、実態調査報告書の取りまとめ後には、**調査結果も踏まえて、独占禁止法上の考え方を整理し、ガイドラインを策定する。**その際、必要な情報を共有し、それぞれの役割を果たすために、経済産業省等の関係省庁と連携しつつ、対応を行う。